

ハラスメント防止宣言について

1 趣 旨

兵庫県立大学として「ハラスメント防止宣言」をし、ハラスメントのない大学を目指す姿勢を対外的に明示することが、地域における知の象徴たる県立大学の責務であり、同時にキャンパスからハラスメントを一掃することにつながると考えます。本学がこの宣言をすることによる道義的な意義は大きいとの考えのもと、「ハラスメント対策に関するガイドライン」の周知・徹底などをおして宣言を実効性あるものとしていきます。

2 ハラスメント防止宣言

兵庫県立大学は次のとおり「ハラスメント防止宣言」を行い、ハラスメント防止対策の推進に努めます。

兵庫県立大学の教職員は、兵庫県立大学「ハラスメント対策に関するガイドライン」の精神を理解し、このガイドラインに従って、学生、教職員及びその他すべての関係者を個人として尊重し、快適な教育研究及び職場環境のもとで修学又は就労できるよう、ハラスメントのないキャンパスの環境づくりに努めることを宣言します。

3 ハラスメント防止のための方策

- (1) ハラスメント対策に関するガイドラインの策定と見直しを随時行います。
- (2) 各キャンパス等における防止体制の整備を行い、被害者本位の相談しやすい、環境・体制づくりを進めます。
- (3) 教職員、学生へのハラスメントに対する認識の啓蒙活動の強化のため、学生及び教職員等に対して、ガイドラインを周知徹底し、ハラスメントに関する理解の深化に努めます。
- (4) ハラスメント相談を受ける担当者に対して、求められる知識・スキル、役割及び責任について認識を深めるための研修等の実施に努めます。